熊谷市公共施設予約システム利用要領

（趣旨）
第１条　熊谷市公共施設予約システム（以下「本システム」という。）は、熊谷市のくらしの施設、スポーツ施設・公園及び文化施設の空き状況の確認や利用申請ができるシステムです。　本システムの利用者は本要領に従い本システムを利用するものとします。

（個人情報保護）
第２条　本システムの管理者たる熊谷市は、本システムによるサービス提供のため、利用者の個人情報を収集するものとします。また、収集した個人情報は、熊谷市情報セキュリティポリシーに基づき厳正に取り扱い及び管理します。

（本システムの提供サービス）
第３条　本システムでは、利用者はインターネットでログイン名、パスワードを入力することにより次のサービスの提供を受けることができるものとします。
（１）空き状況の確認
（２）空き施設の利用申請 ※
※ 施設により一部サービスの利用ができない場合があります。
２　利用者は本システムの利用に当たり、利用者のインターネット接続環境又は利用端末により、正常に表示されない場合があることを了承するものとします。

（本要領の変更、承認）
第４条　本要領の変更については、熊谷市が利用者に対し変更内容を本システム、又は熊谷市公式ホームページにおいて周知した後に、利用者が第２条の規定によるサービスの提供を受けるため、本システムにログイン名等を入力したときは、当該変更内容について了承したものとみなします。

（利用者登録）
第５条　本システムの利用を希望する者は、次のいずれかの方法により利用者登録を希望する旨を施設管理者へ届け出るものとします。
（１）指定の様式（熊谷市公共施設予約システム利用登録（変更）申請書）（以下「利用者登録申請書」という。）に必要事項を記入し、施設へ提出すること
（２）本システムの利用者登録から利用者情報を登録（以下「仮登録」という。）した上で、利用を希望する施設が指定する方法により連絡をすること ※
※ 施設が指定する方法は、ご利用開始前確認事項から確認ができます。
（熊谷市公共施設予約システム　ご利用開始前確認事項（熊谷市ホームページ内））
https://www.city.kumagaya.lg.jp/shisetsu/community/shisetsu-kakunin.html
２　利用者登録申請書を提出した者又は仮登録した者は、本要領に記載の事項について了承したものとみなします。
３　施設管理者は、次のいずれかの方法により利用者の登録又は承認を行うものとします。ただし、利用者登録申請書を提出した場合、又は仮登録した場合でも、施設管理者が不適格と認めた場合は、本システムの利用者として登録しない又は承認しないものとします。
（１）利用者登録申請書を受理した場合は、速やかに内容を審査し、本システムにおいて利用者の登録を行うこと
（２）仮登録した旨の連絡を仮登録した者から受けた場合は、速やかに内容を審査し、本システムにおいて利用者の承認を行うこと

（利用施設の追加）
第６条　利用施設の登録は、原則として施設ごとに行うものとし、利用施設を追加する場合、利用者登録申請書に必要事項を記入し、利用を希望する施設の施設管理者へ届け出るものとします。
ただし、当該施設管理者が認めた場合は、利用者登録申請書の記載を省略することができるものとします。

（ログイン名）
第７条　利用者は、本システムで利用するログイン名を設定するものとします。ただし、既に利用者登録のある名称は設定できないものとします。
２　利用者は、ログイン名を第三者に知られないよう善良な管理者の注意をもって厳重に管理、利用するものとします。

（パスワード）
第８条　利用者は、本システムで指定する桁数及び文字種類によるパスワードを本システムに登録するものとします。
２　利用者は、パスワードを第三者に知られないよう善良な管理者の注意をもって厳重に管理、利用するものとします。

（利用者の登録字体）
第９条　利用申請書に記載された字体が、本システムにおいて取扱いが困難である場合は、類似する標準字体により登録するものとします。

（利用者情報の表示・印刷について）
第１０条　利用者は、利用者の情報が、本システムで取り扱う文字数の制限以上となった場合に、画面表示又は帳票等において一部印字されない場合があることを了承するものとします。

（利用者登録内容の変更及び取消し）
第１１条　利用者は、利用者登録内容に変更が生じる場合又は利用者登録を取消す場合には、速やかに利用申請書に必要事項を記入し施設管理者へ届け出るものとします。

（利用者登録の抹消）

熊谷市公共施設予約システム利用要領

第１２条　施設管理者は、利用者が次のいずれかに該当した場合には、利用者登録を抹消することができます。

（１）虚偽の申請をした場合

（２）本要領に違反した場合

（３）利用施設の規定に違反した場合

（４）利用者登録の有効期限が過ぎてから一定期間を経過した場合

（５）その他、施設管理者が利用者として不適格と認める事由が判明した場合